

花山火葬場について（二 承前 結）

左右田昌幸

この覚書によれば、委託を受けた信義会は、火葬場の収益の多少にかかわらず年間千円を本願寺に上納することになつてゐる。かなりの高額のように思えるが、花山火葬場の年間収益は、筆者が確認し得た明治二十四年度の本願寺の予算案（歳入）では「第二十款地方費第三項火葬場金壱千五百円」（同年度宗會議事録）、明治二十九年度予算案では「第廿二款第三項火葬場金壱千式百円」（同前）と計上されており、むしろ余裕を持たせた上納額であつた。

さらに、信義会への移管に関しては、当初より移管方針が明確であつたわけではなく、若干の糾余曲折がある。明治三十六年八月五日刊の『教海一瀬』（一七六号）には、

本願寺史料研究所報

31号

発行所	本願寺史料研究所
〒	六〇〇一八二六八
電話	○七五一三四三一三三一一
発行者	所長 千葉乗隆
内線	（五四一八）
発行日	二〇〇六年十一月三十日

「渋谷火葬場管理者」と題した小さな記事が掲載されている。それによれば同年三月に局達第一三三号によつて明如の「御遺物料として金壱千円」が下付されることになつていたのだが、「御詮議の次第」があり「更に渋谷火葬場管理方」が申し付けられ、先の局達が取り消されている。ここでも信義会側から移管に向けて何らかの突破口一チの存在を推定しているのだが、詳細は不明である。この「花山火葬場管理ニ関スル覚書」の最初には「籠薦堂正面並ニ右側上等新竈」とあり、これが本願寺専用火葬炉なのであろう。この「新竈」については、明如の葬儀の準備として新築されたものではないかと思われる。明治三十六年二月五日刊『教海一瀬』（一五八号）は明如の葬儀準備について「御葬儀当日より翌日荼毘の儀式を終らせらるる迄大谷派と交渉の上、一般公衆の火葬を中止し、及ぶ限り静肅ならしむること」と記しているのに統いて、「御尊骸を荼毘し奉る、火竈新築工事は調進方へ命せられ、五十余名の人夫を以て、着手となるが、火葬

場は総煉瓦の構造にして、正面横四間に奥行五間のものを新築し、鐵製の扉を附す筈にて、同火竈の高さ十三尺五寸、目下已に六部通を整頓せり、而して全部の竣工を終るべきは今五日なりと云ふ」と報道している。

前引の「花山火葬場管理ニ関スル覚書」は七月二十九日付で「花山火葬場管理取扱規則」として本山より認可され、信義会による花山火葬場の運営が開始される。この後、管理取扱規則は、「明治四十一年五月三日改正」と表紙にある「本願寺旧臣信義会規則及附則」に含まれる「花山火葬場管理取扱規則」では全二十二条となり、規定内容が詳細化する。主な条文を提示すると以下のとくである。

第四条 管理委員中互選ヲ以テ専務一名会計三名庶務三名選挙シ事務ヲ分担整理シ本山ノ認可ヲ受クベキモノトス

第五条 委員ハ就業ノ月七回ヨリ多カラズ登山シ認可証ト受付帳簿ト収入金高トヲ照合シ受付茶番焼夫等ノ行為ヲ監督シ燃料供物蠟燭等ノ消費等ヲ取調元簿へ記入シ收支ヲ明瞭ナラシムベシ

第六条 但休業ノ月ト雖必要ナルトキハ臨時登山スルコトアルベシ

第七条 受付茶番焼夫ノ雇入及解雇ハ管理委員協議ノ上之ヲ執行スルモノトス

第八条 受付茶番焼夫ノ雇入ヲ要スルトキハ可成品

行方正妻帶者ニシテ篤実ナル者ヲ採用すべキモノトス

第十六条 純益金ノ配当及積立ノ方法ハ左ノ通ヲ施行ス

第一 純益金ノ十分ノ二ヲ信義会一日講相続基本財産トシテ蓄積ス

第二 純益金十分ノ一ヲ改築費トシテ蓄積ス

第三 純益金十分ノ六ヲ本会員ヘ配当ス

第四 配当金ハ通知後六十日以内ニ受取ベシ若シ其期日ヲ経過シタルトキハ積立金ニ編入ス他地方へ寄留転籍海外旅行中ハ当地在住ノ親族又ハ知己本会役員ニ諸事委任スルコトヲ得

第五 純益金十分ノ一ヲ理事及議員ノ賞与トス但事務ノ輕重ニヨリ理事会ニ於テコレヲ定ム

第十七条 配当ヲ受クベキモノハ会員中三代相恩ノ戸主ニ限ル

前稿で、大正十一年四月京都府衛生課が『保健衛生調查第三輯』で、東西本願寺がそれぞれ十四の火葬炉を所

有し一ヶ月交代で営業していたことを書いていることを紹介したが、この明治四十一年五月三日改正の規則にも

「休業ノ月」が登場しており、この時点で東西本願寺の交代制が実施されていたことが確認できる。東本願寺側の史料を全く把握できていないのだが、コレラの流行と

第十二条 第十三条

いう非常事態時における東西本願寺の火葬炉の平行稼働期を過ぎて以降、火葬件数が落ち着きを見せた頃に交代制が実施されたのであろう。

なお、『保健衛生調査第壱輯』で京都府衛生課は、「東西本願寺ノ經營セル花山火葬場ハ近ク焼却炉ヲ改造シ電気焼却方法ニ依ラント企画シツツアリ」と記すが、電気炉が実現したのかどうかは残念ながら明確には確認できていないが、実現した可能性は後述するように薄い。

この規則もその後、何度か改正される。第十六条について変遷を見ると、大正二年十一月の改正では第十六条が第十四条となり、第一項の基本財産への繰り込みが消失し、第二項の改築費積み立てが十分の二半に、第五項の理事・議員の賞与が十分の一半となる。さらに大正五年より施行された規則では、第一項の基本材財産への繰り込みが復活して十分の一に、第二項の改築費積み立てが十分一半となる。

次に筆者が把握できたのは、京都市への有償譲渡される時の宗会の動向である。

昭和七年一月十九日から開催された昭和六年度の定期宗会で、一月二十八日に総局から「花山火葬場譲渡受入金処分案」が提案される。案の内容は以下のとくである。

花山火葬場譲渡受入金処分案

一金 四万円
収入
譲渡受入金

一金 四万円 計 金四万円
支出
専用炉建設維持経費並ニ信義会ヘ
ノ補助資産

この案が、総局の長尾雲龍執行から宗会に提案され、審議が行われた。長尾の提案趣旨説明の要点をまとめてみよう。
 ①花山火葬場は近年、老朽化が進み「火葬ノ模様ガ不完全」となっている。
 ②京都市側から時代に適した設備に改造するので譲渡の申し出があつた。
 ③それにつき東西本願寺で種々折衝を繰り返し、総計八万円（東西本願寺で四万円づつ）で京都市の譲渡することで合意した。
 ④京都市に譲渡するも「我ガ大谷家即チ法主貌下ノ所ニ於テ畏多イ所ニアリマスケレドモ御不幸ガアツタト云フヤウナ時ニ於テ御使用遊バスヤウナ専用炉デ本願寺ノ専用炉」を設ける。この説明に対しても議員の千葉康之が、専用炉を設置することに対する京都市との契約について質問し、長尾が京都市や東本願寺との交渉にあつたのは千葉康之自身であることを暴露しつつ、「只今テモ設立ガ出来ルヤウニ本大両派ニ図面ヲ拵ヘテミテソコヘ別段ニ建テルコトニナツテ居リマス」と応える。
 さらに長尾は他の宗会議員の質問に対して京都市との譲渡契約が成立し、四万円を京都市から本願寺として受領したのが昭和六年三月であつたことを答えている。結局、

この時は原案の採択に至らず、議論を予算委員会に付託することに落ち着く。予算委員会での議論内容は不明だが、二月一日に処分案に関する議論が宗会本会議で再開される。ここでは議員の後藤澄心から支出の四万円の略内訳（専用炉壺万円、維持費五千円、信義会への補助資産二万五千円）が説明され、執行の長尾雲龍からは、①大正十一年から、火葬場運営を委託されていた信義会からの年間上納金一千円が、百円に減額されたこと、②その理由は、「衛生課警察力ラ段々炉ノ改築等」を命じられ、三万円余の改築費が必要となり、信義会で負担しきれなくなつたこと。③その際、宗会でも五千円の補助を議決したこと。④それにより「葉若式ト云フ専用炉等ノ炉」を建築したこと。⑤京都市との契約年月日は昭和六年三月五日で、専用炉に関して「一、市ハ将来両本願寺専用ノ火葬炉各一個（大谷派ト本派ト各一個）繼續存置スルモノトス」という契約であることなどが、あらたな事情説明としてなされ、原案が可決されるに至る。ただし、再開された宗会における執行長尾雲龍の説明には、少し疑問点が存在する。長尾は信義会からの年間上納金が千円から百円に減額されたのは大正十一年からとしているのだが、筆者が確認し得た宗会議事録によれば「大正八年度歳計決算説明書」では「第三款第一項火葬場金壺千円」であったものが、「大正九年度歳計決算報告」では「第三款雜収第一項火葬場壺百円」と、大正九年度決算ですでに減額されているのである。行政からの改築指示・火

葬炉の設計、さらに実際の建築着工・竣工など、かなりの時間的な幅が存在するので、長尾が宗会の議場で説明した大正十一年とは竣工の年ではないだろうか。

京都市との契約上は昭和六年三月に本願寺から京都市に譲渡されていたわけだが、教団内の手続き的にはほぼ十ヶ月遅れて宗会で承認されることになる。京都市は両本願寺との契約通り、花山火葬場の改築に着手し、本願寺専用炉も建築の途に就く。昭和七年六月十九日の『教育一瀬』（七八六号）には「火葬場専用炉検分 花山火葬場に新設されるべき東西本願寺派の専用炉は既に日新起業会社に托して工事に着手する迄に進捗せしが六月六日午後一時大谷派よりは阿部総長、鈴木会計部長、本派よりは各執行、武岳財務部長等は実地に就いて視察せられたり」という記事が掲載されている。また、昭和八年十月編『京都市保健施設概要』（京都市保健部）には「花山ハ八月十八日ヨリ十一月迄改築ノ為休業」とあるので、本願寺の専用炉部分が先に着工されていた可能性もある。さらに、昭和十一年九月編および昭和十六年十月編の『京都市保健施設概要』（京都市保健部）によれば、日新起業会社が建築した火葬炉は昭和七年十一月に竣工し、京都市における初の重油式燃焼炉であつたという。

ところで、二九号に掲載した本稿の（一）に記したように龍谷大学大宮図書館には花山火葬場の全体図一点と二五点の火葬炉設計図（すべて青焼）が残されている。これらの青焼図面の内の一枚に、「京都花山火葬場用（本

派本願寺分）特許葉若式火葬窯（消臭炉附属）」と文字が入った図面（後掲目録二）がある。この「葉若式」という文言に注目すると、先に紹介したように昭和六年度の宗会での執行長尾雲龍の答弁に大正十一年に新築される時の火葬炉が「葉若式」であつたとあることに符合する。この点からすれば龍谷大学所蔵の設計図は、大正十一年に竣工した火葬炉の青焼図面と考えて間違いないだろう（勿論、図面の成立はそれを遡る）。しかし、少し気に入る点もある。この「特許葉若式」の火葬炉について、葬送文化研究会編『葬送文化論』（一九九三年、古今書院、一三二頁）には、「大正四年静岡市火葬場に薪を燃料とした特許若葉式火葬炉が設置された」という記述があり、年代的には龍谷大学の図面を大正十一年に新築された設計図とすることに矛盾を見ないが、特許された火葬炉の名称が「若葉式」となっている。昭和十一年九月に京都市保健部が編集した『京都市保健施設概要』には、蓮華谷火葬場に關して「準葉若式松薪炉」とあり、『葬送文化論』の誤植であろうと思うが、素人の筆者には最終的に判断する材料がない。

また、『葬送文化論』によれば特許された火葬炉の燃料が薪であるとのことなので、大正十一年四月の京都府衛生課の『保健衛生調査第壹輯』が記していた「電気焼却」炉は検討されただけで実現はしなかつたということであろう（『葬送文化論』によれば大正十一年には神戸市において電気炉が稼働していたが、維持管理の技術的な難し

さがあり日本ではあまり普及しなかつた）。ちなみに、後掲目録二十一の特許消臭炉の座棺火葬炉断面図には、火葬炉の背後の空間に「促燃材堆積」という文字がみえており、俵状になつた薪の束が描き込まれている。

さて、花山火葬場の創設から京都市への譲渡までの状況に關して筆者の調査がおよんだ範囲は以上である。以下、判明する範囲で、花山火葬場における火葬数を提示しておきたい（一等・二等・三等・減料・無料などの等級は無視し総量で示す）。大正十三年の『京都市衛生年報』には「大正十二年ノ火葬数ハ一万四千八百七十」件であり、その内、明治三十七年十月に創設された市営の蓮華谷火葬場での火葬数は「四六四七」件であるので、「本市火葬总数ノ三一・三%ニ過ギズ其他ノ多クハ花山火葬場ニ於テ処理シタルモノト見ルヲ得ベシ」とする。ここで京都市が提示する火葬件数は、京都市に存在する火葬場での火葬件数であるので、周辺町村の住民の火葬も含まれている。それにして年間总数一万人ほど、率でいえば七割近くの火葬が花山火葬場で行われていたことになる。その後は、蓮華谷火葬場での件数が増加し昭和六年では蓮華谷が六千七百三件に対し、花山は八九〇七件。花山火葬場が譲渡され改築（八月より十一月）に入つた昭和七年では三六四三件に対し、蓮華谷は一万五百四十六件であつた。

（付記）変則的な連載になつたことを、お詫び申します。実はこの付記は二十九号・三十号刊行時点です

すでに執筆していました。そこには最初、「東西本願寺」によつて創設・運営されていたという事実だけはよく知られておりながら、その歴史的な展開については全く調査されてこなかつた花山火葬場ですが、丹念に史料を探索してみると、本派側の状況だけはおぼろげながらもその姿が浮かび上がつてきました」などと書いていたのです

が、これは筆者の勉強不足以外のなにものでもありませんでした。本文を脱稿し、所報の作成用フォーマットに原稿を流し込んだ後に、参考すべき先行研究を教示されたり、手抜きしていた先行研究の確認を実施したりという状態でした。基本的なことは火葬研究協会の武田至氏の「京都市の火葬場」(『火葬研究』一号、二〇〇〇年)と浅香勝輔・八木澤壯一の両氏による『火葬場』(一九八三年、大明堂)によつて明らかにされていました。本稿に関連する内容を、はじめから知つていたような顔をして、本文に組み込むというのは流儀ではありませんので、すべて補足にさせていただきました。

穴があつたら入りたい気分ですが、翻刻紹介した史料については、創立期の稼働状況を如実に示す貴重なものだと思います。近代の古都たる京都における衛生行政や都市計画との関連や東本願寺側の動向を全く把握できていない私の解説より、史料に重点を置いて読んでいただければと思います。

生活の中から「死」に直面する状況がまれになり、そのことを「近代化・現代化」の一部として私たち自身が、

その状況を「快適」のものとして享受しているわけですが、しかしその一方で「死」から隔離された生活の「快適」さと比例して、絶対に必要とされている施設でありますながら、「迷惑施設」化の度合いが進んでいるのが火葬場のようです。

本稿を執筆している間、インターネットを通して火葬研究協会と日本環境斎苑協会のホームページをしばしば覗かせていただいていました。両会が、周辺環境や景観に配慮した、「現在」に相応しい火葬場・火葬炉の研究、さらに現場職員の皆さんのが研修に取り組んでおられる真摯な姿勢に頭が下がる思いでした。

なお二十九号・三十号に拙速ながらも拙稿を活字にした目的が的中しました。火葬研究協会の武田至氏より『火葬研究』を創刊号よりご恵与の榮にあずかりました。感謝の極みです。誌面をかりてお礼申し上げます。

〈本文補足 I〉

最後に龍谷大学大宮図書館に所蔵されている大正九年から十一年頃に作図されたと考えられる青焼図面の目録と図面を一点だけ提示しておきたい。一枚の図面の中に縮尺の相違した複数の各部設計箇所の図面が含まれているが、この目録にはその一部しか表題の文言に含めていない。

本文での筆者の推定が間違つていなければ以下の図面は大正十一年に竣工した火葬炉である。素人である筆者

にはこのような図面を工学・建築学的に読み込むことはできないが、いくつかのポイントだけは確認しておきたい。大正十一年にこの図面の通り施工されたとすれば、本願寺専用炉は別棟の独立した火葬炉としては建設されておらず、一般用の火葬炉と一緒にものとして建設されていたことが確認できる。別棟になつたのは、京都市に昭和六年三月に譲渡されて、火葬炉が新築された時点であろう。本号の本文四頁下段に提示した昭和七年六月十九日の『教海一瀬』(七八六号)の本願寺専用炉視察の記事に基づいた推定内容とも符合するよう思う。両本願寺と交わされた約束としての本願寺専用炉を別棟とする状態は、昭和五十六年に現京都市中央斎場が新築されるまで維持されていた(後掲補足II参照)。本研究所の大原誠氏の御教示によれば、昭和五十年一月二十二日に没した興正寺二十九代本昭の葬儀時には、依頼によつて本願寺専用炉が興正寺に貸与され使用されたという。興正寺の事務文書にアクセスするルートを持つていないので、インターネット上に公開されている一九七四年七月国土交通省画像情報に基づいた「京都市花山火葬場」の航空写真によれば、「両本願寺特別炉」が別棟(一棟)になつてゐる(火葬場の一一番奥で、主施設の南東方向)。

次に確認しておきたいのは、以下の目録に示す「(二)

火葬炉配列及煙道平面図」に、「京都花山火葬場用特許葉若式火葬窓(消臭炉附屬)」という文言とともに「本派本願寺之分」という文言がみえる点である。わざわざこの

ような文言が注記されていると言うことは、真宗大谷派本願寺分の火葬炉が別の施設として存在していたということである。目録一)「火葬場敷地実測図」を見ると、左右に二つの施設が平行しており、同一敷地内に東西本願寺で別々の火葬炉(その規模は左右で多少の相違がある)を建設していたことが確認できる(筆者には左右どちらが西本願寺の火葬炉か判断不能)。

本稿付記で紹介した武田氏は、前記論考の中で「明治一二年初版、同一六年再版『改正再刻京都区組分細図』、同三六年刊『京都明細新図』に馬町から渋谷を登つたところに『東本願寺火葬場』『西本願寺』の二棟がみえ、いずれも二層の半円の窓をもち煉瓦造の煙突と細い筒がみえる。火葬場へは長い石段が設けられ窓の数は三つ二段となつていて」と記しておられる。筆者は武田氏と同じ地図を確認できていないが、『慶長昭和京都地図集成』(一九九四年、柏書房)に収録された明治二十八年(一八九五)の「新撰京都古今図」に、武田氏の記述を少し簡略化した姿の「西火葬場」「東火葬場」が描かれていることは確認できた。明治三十五年「京都市実地測量図」(同前)でも二つの施設が東西方向に平行している。つまり東西本願寺が一ヶ月交代で操業していた花山火葬場では、一つの火葬施設を共用していたのではなく、昭和六年まで全く別の火葬施設が二つ並んでいたということを端的に示しており、それが設立当初からの姿であった。

なお、以下も武田氏の御教示よつて知つたのだが、ア

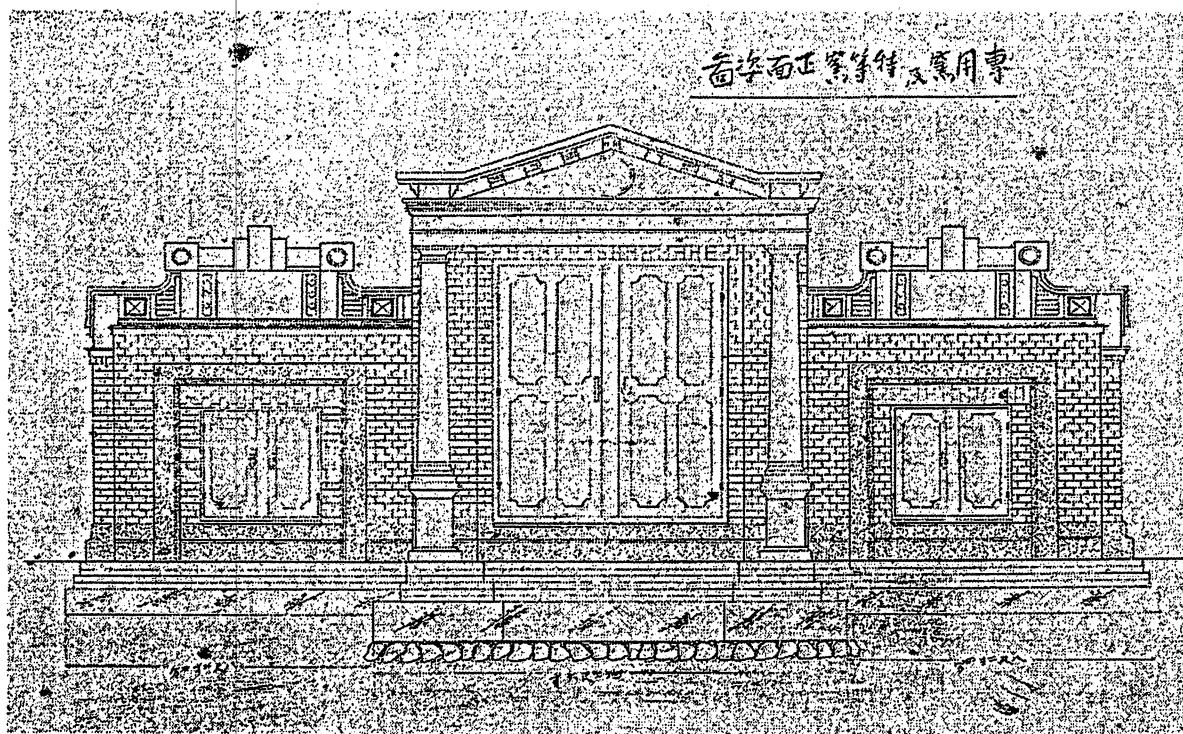
ドルフ・フィッシュナーによるオーストリア人美術研究家の手になる『明治日本印象記——オーストリア人の見た百年前の日本』（講談社学術文庫版によつた）に「京都の葬祭場」という節があり、明治三十年頃の花山火葬場における西本願寺側の火葬炉の様子の一端が描写されている。フィッシュナーによれば、十四の方形焼却炉があり、うち十二が座棺用、二つが寝棺用。燃料は松薪。宗派・信仰に関係なく受け入れており、所用時間は通常一時間ほど。料金は、座棺が一円、寝棺が二円。火葬が終了すると入り口の鐘が三度鳴らされ、遺族が拾骨を行い、残った遺骨は火葬場の上方の山に運ばれ埋葬されていたという。なお、本補足の文中のホームページアドレスは下記の通りである (<http://nimby.trolley.net/kazan.html>)。

龍谷大学大宮図書館所蔵

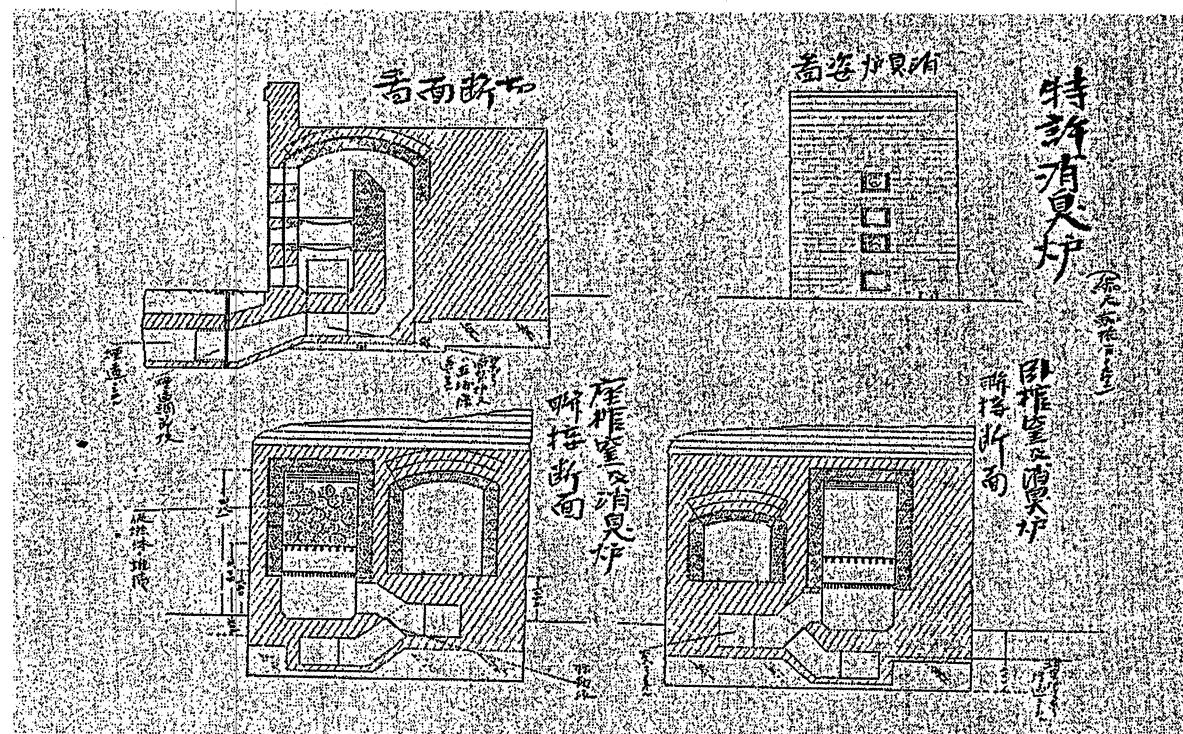
花山火葬場・火葬炉図面目録（縮尺）（タメ×ヨロツク）

- 一) 火葬場敷地実測図 (300分1) (111・2 × 78・7)
 1) 火葬炉配列及煙道平面図 (本派本願寺分) (40分1)
 (54・3 × 78・8)
 11) 花山火葬場煙突図面 (78・8 × 54・6)
 四) 寄掛用送棺台図面 (4分1) (39・5 × 54・4)
 五) 子供児童用火葬炉図面 (4分1) (39・6 × 45・8)
 六) 一般及二等小児児童炉外扉横装置等図面
 (39・4 × 54・6)
- 七) 臥棺送棺台図面 (4分1) (39・5 × 54・6)
- 八) 座棺送棺桶台等図面 (4分1) (39・4 × 54・8)
 九) 専用炉死灰盤等図面 (10分1) (39・6 × 54・5)
 十) 座棺臥棺内扉図面 (4分1) (39・6 × 54・6)
 十一) 臥棺死灰盤図面 (4分1) (39・5 × 54・7)
 十二) 焚口及風口焚炉ローストル等図面 (2分1)
 (54・7 × 39・6)
- 十一) 人孔蓋・小児児童炉死灰盤等図面 (54・6 × 39・4)
 十四) 二等用座棺外扉図面 (4分1) (39・4 × 54・7)
 十五) 消臭用ローストル等図面 (3分1) (54・6 × 39・3)
 十六) 特等用炉外扉図面 (4分1) (54・7 × 39・4)
 十七) 座棺死灰盤図面 (4分1) (54・9 × 39・2)
 十八) 専用炉内扉図面 (10分1) (39・5 × 54・7)
 十九) 専用炉特等炉正面図 (39・4 × 54・5)
 二十) 専用炉特等炉中央部平面図 (20分1) (39・2 × 54・8)
 二十一) 特許消臭炉等図面 (20分1) (39・2 × 54・8)
 二十二) 専用炉断面図 (20分1) (39・5 × 54・4)
 二十三) 小児炉児童炉中央部平面図等図面 (20分1)
 (39・4 × 54・7)
 二十四) 専用炉特等炉基礎及煙道図面 (20分1)
 (39・5 × 54・4)
 二十五) 一等座棺炉断面図正面図等図面 (20分1)
 (39・4 × 54・4)
- 二十六) 一等座棺炉中央部平面図等図面 (39・4 × 54・6)
- 以上

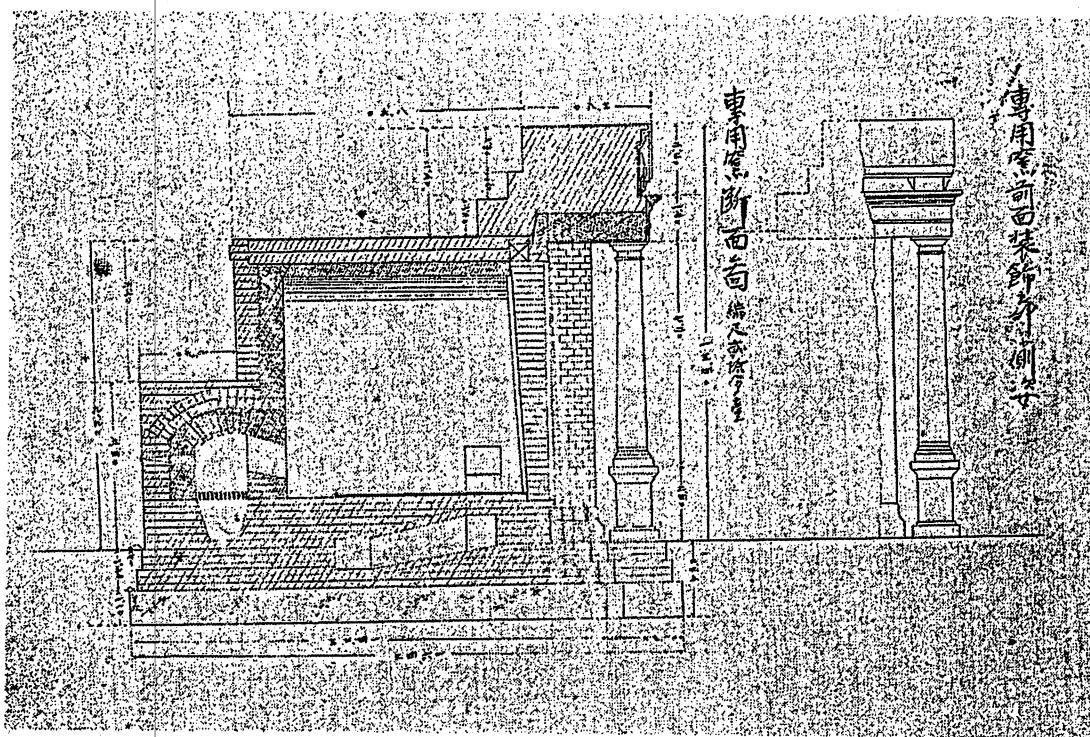
十九) 専用炉特等窯正面図



二十一) 特許消臭炉等図面



二十二 専用炉断面図



が、元図面の劣化や使用機器のスペック不足、そして何より編集者のパソコンや周辺機器を使いこなす能力不足で、これが限界。そのため、掲載図面を限定せざるをえなかつた。)

〈本文補足 II〉

次は、もう一つの筆者の勉強不足の事例である。火葬場研究の古典ともいべき基礎的文献である浅香勝輔・八木澤壯一氏の『火葬場』(第四章の「歴史的都市・京都の火葬場」)より拙稿の記述に関連する要点を何点か参考に提示しておきたい。

一点目は、七条火屋が使用不能になつた点について(三十号一頁)。この点については、単に七条火屋が町屋に近接しており、煙と臭気が問題となつてきただということだけではなく、火屋が明治十年二月に開通する鉄道の京都停車場の建設予定地にかかるため明治四年六月に操業が禁止されたという理由があつた。

二点目は、昭和五十六年の京都市への譲渡について(三十号)。同書には、この時の両本願寺と京都市との契約書と物件表示目録が翻刻紹介されている。契約書には当然、本願寺専用炉の件も含まれている。その点に関する契約内容は、「市ハ将来両本願寺専用ノ火葬炉各壹基ヲ繼續存置スルモノトス」というものであつた。「各壹基」とあるので、両本願寺用に一基づつということになる。一棟の別棟の中に二基設置されたということであろう。この条文には但書があり、将来の改築や移転の費用は両本願寺の負担とする旨が謳われている。その他、契約内容で目

(図面の掲載にあたつては、青焼図面のカラー写真をモノクロコピーピーし、イメージスキャナで取り込んで不ガ反転させてある。なんとかもう少し細部まで表現できないかと試行錯誤を重ねた)

を引く点は、現在両本願寺で雇用している事務員や雇用人を京都市が引き継ぐとしている点であろうか。

三点目は、昭和六年以降の本願寺専用炉の使用状況について。実際の使用について同書には、「法主とその裏方、仏光寺派・興正寺派・木辺派の管長ら数人」とある。花山火葬場が京都市中央斎場の新築に向けて昭和五十二年九月三十日に休業に入ったので、使用時期はそれ以前に限られる。なお、管理は京都市、鍵は西本願寺の信義会が保持していた。

四点目。花山火葬場に対する反対運動について。同書には、「昭和六年五月六日の市議会では、一〇年前より東山の発展を阻害するものとして、この火葬場の移転運動を続けてきたという竹内嘉作議員が質問に立ち、市が買収したことにつき、経営方針、火葬場への道路状況、ばい煙や臭気の問題、残灰処理などに関してただした。」とある。竹内の十年の活動が地域住民の意向や意識を反映した「反対運動」といえる内容と深さを持つていたのかどうか不明であるものの、「迷惑施設」という視線は成立していたと思われる。

第五点目。東本願寺側の動向について。同書に存在を教えた明治三十六年九月一日付『中外日報』(一一八三号)の「渋谷火葬場の収益」と題する記事には、「西派の旧臣は毎年六ヶ月監理し平均一ヶ月四百円とするも二千四百円の収益ある其中一千円を冥加金として納入し一戦四百円の純益を得居るより東派の旧臣も同じく一同へ

監督を命ぜらる事を誓願せんと内議し居る由」とある。この記事によれば、東本願寺の場合は業務委託という經營形態を採用していなかつたようだ。それが、西本願寺側の信義会の純益の額に魅力を感じたためか（旧臣団としての生活維持の点でも信義会と同じような状況であった可能性もある）、東本願寺の旧臣らにも同様の動きが発生しつつあつたのであろう。ただし、実現したのかどうかについては、筆者の調査がおよんではない。

第六点目。『奇日新報』(三〇八号)。ただし筆者は原本の記事も確認におよんでいない）によれば、明治十七年十一月にイギリス政府の求めによつて花山火葬場の設計図を送付している。それほど当時にあつては近代的な火葬場であつたという。

※ ※ ※ ※

〈副所長のことば 金龍静〉

今年で研究所開設五十周年を迎えた記念に開催した展望も、関係各位のご援助と研究員・事務方の努力によつて無事に終わつた。観覧していただいた方々の感想が少し気になるところである。

最近、古い本願寺新報を見る機会があつた。研究所の開設にあたつて、前御門主様の強いご希望があつた旨が記されていた。恐々縮々の思いがする。私がはじめて当研究所に伺つたのは、昭和四十年代後半のこと。計算すると、開設して十五年ほどたつていたことになる。その

時は、研究所の副所長にならせていただけるとは想像もしなかつた。種々の思い出が脳裏に浮かぶ。

さて数年前、和歌山県のある寺院の調査に伺つた。お東のお寺で、御本山の御影堂修復懇意の依頼ボスターが貼られていた。そのお寺の本堂も雨漏りがするのだが、寄付を集められず苦慮しているとのこと。目当てのお名号は、「昨年、お西の布教使が御法礼の代わりに、もつて行つてしまつた」とのこと。お寺が消える前に、御法物が消えてしまうことを、初めて体感した一瞬だつた。

過疎対策として、宗務機関のなすべきことは種々あるうが、では一体、本願寺史料研究所としては何ができるのか。最近フツと、当該寺院の史料を引き取ることはできないだろうか、と思い立つた。研究所が、宗教文化財として近隣の図書館・文書館に引き受けを斡旋し、不可能と判つた段階で、デジカメ撮影し、長年にわたる當為の痕跡をDVDで保存（それなら百枚・千枚でも大丈夫。お寺に一枚、研究所に一枚）。そして最後に、史料の現物を研究所で引き上げさせていただく・・・。本願寺史料研究所Ⅱ本願寺派の史料研究所でもあるならば、その種の対応も可能となるに違ひない、そんな夢が去来する。

（編集子のつぶやき）

マイナーなテーマが三号も続きました。そのマイナーティーはテーマだけでなく、歴史的な鳥瞰図を描くことより地べたを這い回る虫瞰図を目指すという記述の指向性にもおよんでいるように思えます。これは筆者の骨がらみ

の性となつてゐる志向性のようです。本人の弁によれば、もとより虫瞰図を描けるほど微細・詳細な史料に恵まれたわけではないので、犬瞰図（最近流行の小型犬ではなく、流行は過ぎてゐるが人間くさいゴールデンレトリーバが好みだそうです）くらいを目標にした。しかし実際には、地表近くの目線からの記述レベルにも到底、到達できていない。ただ、犬を真似して嗅覚を利かせて関連史料を「嗅ぎ回つた」だけかもしけない、とのことです。

さて次号はどのような原稿を掲載できるのか、楽しみでありつつ、はたしてどうなることやら。創刊の頃より課題であつた定期刊行というのは、いまだに夢のまた夢です。忘れた頃になんとやらの「所報」と、ご認識下さい。一応、十二頁立てを目標としていますが、四頁から十二頁までの偶数頁でならば、原稿データを流し込むだけで比較的に簡単に制作できるフォーマットがパソコン内にできていますので、原稿さえあれば、という制作体制にはしてあります。二十九号と三十号を同時に発刊し、あらたに発送名簿に入れさせていただいた方から、クレームの連絡は來ていませんので、質の悪いダイレクトメールとは見なされなかつたといふことでしょう。少しホッとしています。味をしめて本号ではさらに発送先を拡大しています。史料情報や批評・批判などの反応を期待しつつ、次号の準備をしたいと思います。新年度の早い時期に刊行というのが、取りあえずの努力目標です。